

昭和59年7月27日に締結した3者協定の内容

環境保全に関する協定書

札幌防衛施設局長(以下「甲」という。)、陸上自衛隊北部方面総監(以下「乙」という。)及び帯広市長(以下「丙」という。)は、陸上自衛隊十勝飛行場(以下「十勝飛行場」という。)の運用について、十勝飛行場周辺の生活環境の保全を図るため、次のように協定する。

記

- 1 乙は、十勝飛行場周辺の生活環境の保全について十分配慮するとともに、騒音の軽減を図るため、航空機の運航方法について常に改善に努めるものとする。
- 2 乙は、航空機の運航に当たり、市民生活の安全の確保について、十分留意するものとする。
- 3 甲は、十勝飛行場の周辺における生活環境の整備について、丙の要望を踏まえ、法令の定めるところにより、予算の範囲内において、所要の措置を講ずるものとする。
- 4 この協定に関して協議する必要があるときは、その都度甲、乙及び丙は協議するものとする。

以上各項については、その趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、この協定を証するため協定書を3通作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。